

令和6年(ワ)第〇〇〇〇〇号 損害賠償請求事件

原告 〇〇〇〇

被告 ENEOS株式会社

原告第4準備書面

令和6年11月25日

東京地方裁判所民事部民事第19部に係 御中

原告 〇〇〇〇

目次

第1	はじめに	2
第2	原告の主張	3
1	本件訴訟における原告及び被告の主張	3
(1)	原告が主張する被告の違反行為について	3
(2)	被告の主張について	4
(3)	原告の主張について	4
2	被告は、原告に対して行動基準第11項(3)に違反する行為を行うことで、原告に「本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づいていたか否かを調査しなかった」という誤った事実を認識させていた。	5
(1)	本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づいていたか否かを調査しなかったという誤った事実を認識させる通知を行い、さらに、契約書を確認するという行為は意味がない行為である旨を説明していた。	5
(2)	本件豪州企業へのGSTの支払がGSTに関する定めのない契約に基づくものであると認識させる内容、少なくともそのような認識を促す内容の回答を行っていた。	8
(3)	あたかもGSTの支払に影響したGSTの法改正が存在するかのような情報を原告と共有することで、本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づかないという事実を意図的に原告に隠していた。	9

- (4) 豪州子会社が被告の還付請求を代行することで解決したという正当性が疑われる情報を原告と共有することにより、本件豪州企業に対するG S Tの支払が契約内容に基づかないという事実を意図的に原告に隠していた。 11
- (5) まとめ 13
- 3 前回訴訟の確定判決の既判力が本件訴訟に及ばず、実質的な蒸し返しにも当たらない。また、本件訴訟における原告の主張は、信義則に反せず、許される。 13
- (1) 本件訴訟訴訟物における通報と前回訴訟訴訟物における通報は同一関係にない。仮に同一の通報とみなすとしても、本件規程に基づく対応事項は、独立関係にあるだけでなく、その対象が異なるため、本件訴訟訴訟物と前回訴訟訴訟物は同一関係にない。 13
- (2) 原告は、被告による行動基準第11項(3)に違反する行為により、調査によって確認されている法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在だけでなく、これに対する対応がなされたのか否かが把握できない状況に置かれていた。 16
- (3) まとめ 18

第1 はじめに

本書に用いる用語の意味は、本書に別段の定義のない限り、被告のコンプライアンスホットライン規程（乙1、本件規程）、令和6年8月9日付の原告第3準備書面までの原告の主張書面及び同日付の被告準備書面（4）までの被告の主張書面に定義するところによる。また、引用文の一部で「《豪州子会社》」のように示している表記は、固有名詞を伏せたものであることを意味する。

原告第3準備書面までの原告の主張書面に記載している「甲27」を証拠として提出していない理由は、被告が原告に対し、人事部長承認済みのメールで、被告の社内文書を証拠として提出する行為が懲戒処分に該当する可能性があると通知したためである。

第2 原告の主張

1 本件訴訟における原告及び被告の主張

(1) 原告が主張する被告の違反行為について

本件訴訟における原告の主張する被告の違反行為を整理すると以下のとおりである。

原告は、本件規程1. 2 (9)に定める調査によって確認されている法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実について、それに対する被告の対応に以下の違反行為が存在したことを主張している。

ア 被告の違反行為1 (違反A)

被告は、本件規程3. 6 (1)に基づく通知において、事実に反する内容を同アに定める通知事項として原告に通知した。また、以下に示す措置を実行したにもかかわらず、同イに定める通知事項又は同ウに定める通知事項を原告に通知しなかった。

- 被告が本件豪州企業に対して支払ったGSTについて本件豪州企業から返金を受けるために実行した措置、及び被告が本件豪州企業からGSTを再度請求されないために実行した措置。
- 被告と本件豪州企業との契約において、「豪州国外の顧客に対するサービス提供費用には、豪州GSTを課さない。なお、「本件豪州企業」がGSTを課すべきと判断すれば、GST込みで請求する権利を有する。」という表示のある契約を結ぶために実行した措置。

イ 被告の違反行為2 (違反B)

被告は、本件規程3. 6 (1)に基づく通知において、本件豪州企業に対するGSTの支払について「コンプライアンス違反ではない」と結論づけた旨を原告に通知したうえで、その是正措置及び再発防止策等に関して、行動基準1. 1 項の(3)に違反する情報を原告と共有した。

ウ 被告の違反行為3 (違反C)

被告は、契約内容の共有方法又は支払手続における確認作業の改善などを

通じて、契約内容に基づかない経費支払を未然に防ぐための本件規程3. 5に定める是正措置および再発防止策を実行していない。

(2) 被告の主張について

本件訴訟における被告の主張を整理すると以下のとおりである。

ア 被告の主張1

被告は、行動基準及び本件規程に定める是正措置及び再発防止策に関して、その実行及び通知について、法人としての義務を定めていないと主張している。また、仮に被告が原告の主張するような義務を何者かに対して負っている場合であっても、少なくともその義務は従業員に対して負っている義務ではないと主張している。さらに、行動基準及び被告等に適用されるべき規程類の遵守徹底を図る義務についても、従業員に対して負っている義務ではないとの主張を展開している。(注¹)

イ 被告の主張2

被告は、原告の請求は前回訴訟の控訴審判決の既判力によって遮断されると主張している。また、仮に既判力が及ばない場合でも、原告は、原告の訴えは信義則に反し許されないと主張している。(注²)

ウ 被告の主張3

被告は、本件通報に関する調査結果について、「法令等に違反する事実が確認された場合」又は「法令等に違反するおそれのある事実が確認された場合」のいずれでもないとして、本件規程3. 6 (1) イ及びウに基づく通知は必要でないと主張している。(注³)

(3) 原告の主張について

上記の「被告の違反行為1」、「被告の違反行為2」、「被告の違反行為3」、「被告の主張1」及び「被告の主張3」に関しては、別途、求釈明及び文書送付嘱託を申し立て、その回答を得た後に具体的な主張を述べる。

¹ 被告準備書面(3)第2の4(1)、被告準備書面(4)第2の1(1)及び(2)

² 答弁書第3の3及び4、被告準備書面(2)第2の1(2)及び(5)

³ 答弁書第3の5、被告準備書面(3)第2の2(3)及び(4)

また、本書では、上記の「被告の主張2」に対して、主張を述べる。

2 被告は、原告に対して行動基準第11項(3)に違反する行為を行うことで、原告に「本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づいていたか否かを調査しなかった」という誤った事実を認識させていた。

(1) 本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づいていたか否かを調査しなかったという誤った事実を認識させる通知を行い、さらに、契約書を確認するという行為は意味がない行為である旨を説明していた。

ア 被告の主張においては(注⁴)、「結論づけられたもの」の存在、すなわち本件規程3.6(1)に基づく通知は3回存在している。紛争をめぐる事実関係及び被告の主張の内容を整理すると、本件規程3.6(1)に定める通知事項(調査報告の内容)と本件規程1.2(6)に定める通報情報(通報の内容)との対応関係は、表7に示すとおりである。

表7. 本件規程3.6(1)に定める通知事項と本件規程1.2(6)に定める通報情報との対応関係

	(a) 本件規程3.6(1)に定める通知事項(調査報告の内容)	(b) 本件規程1.2(6)に定める通報情報(通報の内容)
(ア)	平成28年12月28日の本件規程3.6(1)に基づく通知に係る通知事項。 (乙10)	平成28年9月14日から同年12月16日までの通報に係る情報。 (甲5、甲8ないし甲11)
(イ)	平成29年8月14日の本件規程3.6(1)に基づく通知に係る通知事項。 (乙11)	平成29年1月4日から同年7月31日の通報に係る情報。 (甲12ないし甲18)
(ウ)	令和元年10月25日の本件規程3.6(1)に基づく通知に係る通知事項。 (乙12)	平成30年11月27日から平成31年3月20日の通報に係る情報。 (甲22及び甲23)

⁴ 答弁書第3の5、被告準備書面(3)第2の2(3)及び(4)

イ 既に述べたとおり（注⁵）、調査過程などにおいて調査補助者に対して告げた通報情報は、本件規程1. 2 (6)に定める通報情報と実質的に同じである。また、同旨の内容は、消費者庁が公表した「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」5頁の注釈5にも記載されている。（乙1、注⁶）

そのため、調査過程などにおいて調査補助者に対して告げた通報情報も表7の（b）本件規程1. 2 (6)に定める通報情報（通報の内容）に含まれる。

ウ また、本件規程は、通報者が具体的な法令名や条項を明示する旨を定めていない。一般的な通報も通報者が具体的な法令名や条項を明示する必要がないことが消費者庁のウェブサイトに記載されている。（乙1、注⁷）

そのため、具体的な法令名や条項を明示していない通報情報も表7の（b）本件規程1. 2 (6)に定める通報情報（通報の内容）に含まれる。

エ 表7の（ア）に示す通知事項（調査報告の内容）には、「直ちにコンプライアンス違反とはいえない」と記載されているものの、「経理部からの回答についてお送りします。」で始まる文章であり、何についてコンプライアンス違反とはいえないのかについては記載されていない。（乙10）

そのため、原告は、本件規程3. 6 (1)に基づく通知（調査報告）がなされたという認識ができない状況である。

オ 表7の（イ）に示す通知事項（調査報告の内容）には、「提示いただいた質問票をもって、「上司A」に対して、事実確認および対応状況の確認を行った。」と記載されているものの、「質問票」の内容や日付が記載されていないため、「質問票」が特定できない。そもそも、「質問票」という名の

⁵ 原告第1準備書面第1の2 (1)

⁶ 「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_211013_0001.pdf

⁷ 消費者庁ウェブサイト > 公益通報者保護制度 > Q&A集

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/faq

つくものは存在していない。(乙11)

そのため、原告は、被告と本件豪州企業との契約の内容について本件規程1.2(9)に定める調査が行われたかどうかについて確認できない状況である。

カ 表7の(ウ)に示す通知事項(調査報告の内容)には、被告と本件豪州企業との契約に関する記載は存在しなかった。さらに、原告が令和元年12月2日に、調査補助者に対して「私が行った2016年1月7日の問題提起は「還付手続きに関すること」ではなく、「契約書の内容確認や《本件豪州企業》への照会で、請求書の記載に間違いがないかを確認をすること」です。(甲25の2)」と告げた際、調査補助者が「契約書を確認するという行為は、先に述べた通り対応として意味がない行為ですので、行わなかったとしても対応を怠ったことにはなりません。(甲25の5)」などと説明して、明確に「契約書上のGST条項の有無や記載内容については、結論に関係がありませんのでお調べしません(甲25の5)」と通知した。

(乙12、甲25の2、甲25の5)

キ 調査補助者が原告に対して令和2年6月25日付及び同年7月9日付の文書を送付した際にも、本件豪州企業に対するGSTの支払が契約に基づくものかどうかを検討したか否かについては言及せず、被告と本件豪州企業との契約について、平成27年に締結された契約と平成30年に締結された契約との違いについて通知することにとどめていた。(甲21)

ク 以上のとおり、被告においては、原告に対し、本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づいていたか否かを調査しなかったという誤った事実を認識させる通知を行い、さらに、契約書を確認するという行為は意味がない行為である旨を説明していた。

(2) **本件豪州企業へのG S Tの支払がG S Tに関する定めのない契約に基づくものであると認識させる内容、少なくともそのような認識を促す内容の回答を行っていた。**

ア 被告は、令和2年6月25日付の文書で、被告と本件豪州企業との契約を調べた結果を回答するものとして、「(1) 2015年1月にJXTGエネルギーと「本件豪州企業」との間で締結された契約書には、G S Tに関する定めはありません。(2)の契約が締結されるまでの間は、(1)の契約に基づき発注が行われていました。(甲21の1)」と回答した。**(甲21の1)**

イ 原告の支払手続による本件豪州企業に対するG S Tの支払は、以下のとおりである。

- 平成27年4月の支払手続によるG S Tの支払
- 平成27年11月の支払手続によるG S Tの支払 **(甲3)**
- 平成29年1月から4月の支払手続によるG S Tの支払

ウ 上記アの被告の回答は、本件豪州企業に対するG S Tの支払が契約内容に基づいていたか否かについて明言を避けているものの、実際には原告の支払手続により本件豪州企業に対してG S Tが支払われていたことから、原告に対して本件豪州企業へのG S Tの支払がG S Tに関する定めのない契約に基づくものであると認識させる内容となっており、少なくともそのような認識を促すものである。

エ さらに、契約内容におけるG S T等に関する表示に関しては、令和元年12月20日に、調査補助者から、「ご指摘の前提である「契約書にG S Tを課す記載がなかった場合、請求書に記載されているG S Tは間違いです。」との「原告」さんの認識については、「3. 添付ワードでいただいた確認事項について」(1)で説明したとおり誤りです。(甲25の5)」との指摘を受け、原告の認識は誤解に基づくものと告げられていた。**(甲25の5)**

オ 以上のとおり、被告においては、原告に対し、本件豪州企業へのG S Tの支払がG S Tに関する定めのない契約に基づくものであると認識させる内

容、少なくともそのような認識を促す内容の回答を行っていた。

- (3) **あたかもG S Tの支払に影響したG S Tの法改正が存在するような情報を原告と共有することで、本件豪州企業に対するG S Tの支払が契約内容に基づかないという事実を意図的に原告に隠していた。**

ア 被告も認めるとおり、表7の**(ア)**に示す通知情報を受けた被告においては、まず、平成29年2月7日、調査補助者と上司Aが協議を行い、その後、同年3月9日、G S Tの業務を移管する旨の通知を行うことで、被告と本件豪州企業との間で締結された契約に関する情報から原告を遮断した。

(注⁸)

ただし、平成29年10月16日の本件部長報告において、「**「コンサルティング会社」**に、2016年11月以降G S Tの法改正により、非居住者であるJ X T Gエネルギーに対するコンサルタント料の請求にはG S Tは含まれないことを確認済み。よって、今後はG S T込で請求を受けた場合には、上記の点を連絡の上、相手方に修正を依頼。なお、「**本件豪州企業**」には上記の点を連絡し、17年1月～4月の当社へのG S T請求分については、5月の請求から1～4月に支払済みのG S T分を差し引く形で精算済み。(甲20の1)」という情報については、原告と共有された。

(甲20の1)

イ 原告と共有された上記アの情報は、要約すると、平成28年11月以降のG S Tの法改正により、G S Tの課税対象外となったことを理由に、被告と本件豪州企業との間で、平成29年5月の本件豪州企業の請求から同年1月から4月にかけてのG S T支払分を差し引く形で精算したという情報である。

ウ しかし、被告と本件豪州企業との契約にG S Tに関する定めが存在していないことにより、被告は本件豪州企業に対してG S Tを支払う義務を負っていない。**(甲21)**

⁸ 原告第1準備書面第2の1(4)、被告準備書面(2)第2の1(4)

エ そのため、本件豪州企業で報告されている「精算済み」は、正確には、本件豪州企業が誤って被告に請求したG S T分が「返金された」ものである。契約に基づいた特定の支払と契約に基づいた特定の請求を相殺している行為ではないのであるから、「精算済み」よりも「返金された」のほうがよりの確な表現である。

オ 要するに、「精算済み」という文言を使用した情報を原告に共有することで、本件豪州企業に対するG S Tの支払が契約内容に基づかないという事実を意図的に原告に隠していた。

カ さらに、原告と共有された上記アの情報は、被告と本件豪州企業との間でG S T支払分を精算した理由について、「G S Tの法改正」によるものであるという情報である。**(甲20の1)**

「G S Tの法改正」については、原告が令和元年12月2日に、調査補助者に対して「今回の件に影響したとされる「2016年11月以降G S Tの法改正」は、どの時点の何の法改正かを具体的に教えてください。(甲25の2)」と告げた際、調査補助者が「その法改正について調べて「原告」さんにお伝えすることが、「コンプライアンス違反ではない」という結論に影響しませんので法務部はそのような調査を行いません。(甲25の5)」と通知した。**(甲25の2、甲25の5)**

キ そのため、原告と共有された「G S Tの法改正」の存在は、依然として確認できていない。

また、オーストラリア税務局 (Australian Taxation Office (ATO)) のウェブサイトで、「GST 2016 amendments」と検索しても、該当する「G S Tの法改正」の存在が確認できない。**(注⁹)**

ク 以上のとおり、被告においては、被告と本件豪州企業との間で締結された契約に関する情報から原告を遮断したうえで、あたかもG S Tの支払に影響したG S Tの法改正が存在するかのような情報を原告と共有することで、本

⁹ オーストラリア税務局のウェブサイト、<https://www.ato.gov.au/>

件豪州企業に対するG S Tの支払が契約内容に基づかないという事実を意図的に原告に隠していた。

- (4) **豪州子会社が被告の還付請求を代行することで解決したという正当性が疑われる情報を原告と共有することにより、本件豪州企業に対するG S Tの支払が契約内容に基づかないという事実を意図的に原告に隠していた。**

ア 被告の主張によって認められたとおり、被告は、平成29年8月14日の調査報告において、本件豪州企業に対するG S Tの支払についてコンプライアンス違反ではないと結論づけられた旨を通知した。(注¹⁰)

そのうえで、「業務を「本件事業部」業務グループに移管した上で、還付可能であることを確認している付加価値税の還付を含め、今年度上期を目途に対応完了予定であることを確認した。(乙11)」という通知で、対応をしている旨を通知した。(乙11)

その後、平成29年10月16日の本件部長報告において、「過年度J X T Gエネルギーの支払分については「豪州子会社」にて17年9月までに還付請求を実施。また「豪州子会社」への還付額について、J X T Gエネルギーへの戻入れも実施済み。(甲20の1)」、また、「「豪州子会社」にて還付をうけた過去分のG S TのJ X T Gエネルギーへの戻し入れは、雑収入で計上。(甲20の1)」という情報を原告と共有した。(甲20の1)

さらに、被告も認めるとおり、豪州子会社が平成29年7月31日に被告に対して79,315.52豪ドルを送金した事実が存在する。(注¹¹)

- イ** 原告と共有された情報においては、豪州子会社が被告へ送金した金銭が「預り金」としての性質であることを報告していないものの、原告は、豪州子会社が平成29年7月31日に被告に対して送金した金銭79,315.52豪ドルについて把握できる状況であり、原告と共有された情報は、79,315.52豪ドルが「被告への戻入れ」であるとの認識を原告に促すものである。

¹⁰ 被告準備書面(3)第2の2(3)

¹¹ 原告第2準備書面第1の2(4)ア、被告準備書面(3)第2の2(5)ア

ウ さらに、原告と共有された情報において、豪州子会社が被告へ送金した金銭が「預り金」としての性質であることを報告していないことは、

- 豪州子会社が、豪州から「《豪州子会社》への還付額（甲20の1）」として受けた金銭と
- 豪州子会社が、平成29年7月31日に被告に対して送金した金銭79,315.52豪ドルが

同一の支払手続についてのものであるか否かを不確かになっている。

エ そのため、豪州子会社が、豪州税務当局から「《豪州子会社》への還付額（甲20の1）」として受けていないにもかかわらず、豪州子会社が被告に対して、「過年度JXTGエネルギーの支払分（甲20の1）」、すなわち、被告が過去年度にGSTとして支払いをした金銭に該当するものとして送金した疑いが拭えない状況である。

オ 豪州子会社による被告への送金については、原告が令和元年12月2日に、調査補助者に対して「《豪州子会社》の会計仕訳が預り金勘定科目で行われているかを確認していただき、利益移転が無いことを明確に示してください。（甲25の2）」と告げた際、調査補助者が「《豪州子会社》の会計仕訳を調べることは、「コンプライアンス違反ではない」という結論に影響しませんので調査不要と判断しています。（甲25の5）」と通知した。

（甲25の2、甲25の5）

カ 以上のとおり、被告においては、豪州子会社が被告の還付請求を代行することで解決したという正当性が疑われる情報を原告と共有することにより、本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づかないという事実を意図的に原告に隠していた。

(5) まとめ

被告は、原告に対し、以下のような情報を共有又は認識させた。

- 本件豪州企業へのGSTの支払は、GSTに関する定めのない契約に基づくものである。
- 本件豪州企業に対するGSTの支払は、平成28年11月以降のGST法改正を背景としたものであり、法的に問題がない。
- 豪州子会社が被告の還付請求を代行し、被告に対して79,315.52豪ドルを送金した。

被告は、原告に対して行動基準第11項(3)に違反する行為を行うことで、原告に「本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づいていたか否かを調査しなかった」という誤った事実を認識させたうえ、原告を本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づかないという事実に対して講じられた措置を把握できない状況に置いていた。

3 前回訴訟の確定判決の既判力が本件訴訟に及ばず、実質的な蒸し返しにも当たらない。また、本件訴訟における原告の主張は、信義則に反せず、許される。

- (1) 本件訴訟訴訟物における通報と前回訴訟訴訟物における通報は同一関係にならない。仮に同一の通報とみなすとしても、本件規程に基づく対応事項は、独立関係にあるだけでなく、その対象が異なるため、本件訴訟訴訟物と前回訴訟訴訟物は同一関係にない。

ア まず、そもそも、既に述べたとおり（注¹²）、前回訴訟控訴審判決の既判力は、本件訴訟に及ばず、実質的な蒸し返しにも当たらない。

イ これに対して、被告の主張においては（注¹³）、本件通報に関して被告が原告に対する信義則上の義務に違反したことを理由として債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求するものである点が、本件訴訟訴訟物と前回訴訟控訴審判決の既判力の生じた訴訟物（以下、単に「前回訴訟訴訟物」とい

¹² 原告第1準備書面第2の1、原告第2準備書面第1の6

¹³ 答弁書第3の3

う。)で同一であるという主張が存在する。

ウ そもそも、本件訴訟は、本件通報に関して被告が原告に対する信義則上の義務に違反したことを理由として債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求するものではない。したがって、被告の主張は誤りである。

エ 上記ウの点についてはひとまずおくとして、本件訴訟訴訟物と前回訴訟訴訟物との違いは、表8に示すとおりである。

表8. 本件訴訟訴訟物と前回訴訟訴訟物との違い

※ **(ア)** は、本件規程に基づく対応事項を示す。

※ **(イ)** は、本件規程に基づく対応事項 **(ア)** の対象を示す。

※ **(ウ)** は、紛争をめぐる通報及び通報情報を示す。

※ **(注)** 「役員等に対する報告」は、通報者に対する対応でない。また、実際には「再度、通報可能である旨の通知」は、調査報告の際に行われなかった。**(乙1、乙10、乙11、乙12)**

	(a) 本件訴訟訴訟物	(b) 前回訴訟訴訟物
(ア)	調査によって確認されている法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実について <ul style="list-style-type: none"> ・ 是正措置及び再発防止策等の通知 ・ 是正措置及び再発防止策等の実行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の実施 ・ 調査を実施しない場合の通知 ・ 通報情報の管理 ・ 役員等に対する報告 ・ 再度、通報可能である旨の通知 (乙3)
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査によって確認されている法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報に係る情報 (注)
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件通報、追加通報及び調査補助者に対する追加通報に係る通報情報 (表7の(b)で示した書証)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件通報及び追加通報の2件の内部通報に係る通報情報 (乙2、甲5、甲22の1)

オ 本件規程1. 2(9)に定める調査は、「調査」とは、通報情報に関する事

実を確認するための調査をいう。」という定めのとおり、調査の対象は「通報」そのものではなく、「通報情報」である。(乙1)

また、消費者庁が公表した「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める「公益通報対応業務」も、「公益通報対応業務」とは、法第11条第1項に定める「公益通報対応業務」をいい、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。」という定めのとおり、調査の対象は「内部公益通報」そのものではなく、「内部公益通報に係る通報対象事実」である。(注¹⁴)

カ 端を発する行為が同じ本件通報であったとしても、通報者と調査補助者がやり取りをしている間に、新たな事実が発生したり、通報者が新たな事実気づく場合がある。

また、本件規程2.5(2)の定めのとおり、「通報情報の追加」という概念がある(乙1)

実際にも、原告と調査補助者がやり取りをしている間に、原告は、調査補助者に対し、新たに発生した事実を告げている。(甲10の2)

キ したがって、紛争をめぐる事実関係を明確にする際には、通報という行為だけでなく、通報情報の内容から事実関係を整理する必要がある。

ク これに対して、被告の主張においては(注¹⁵)、「原告が「本件訴訟主要事実」として記載する各事実も、原告のいう「前回訴訟主要事実」と同一の通報(本件通報)に関するものである以上は、同一の信義則上の義務の違反の評価根拠事実を新たに追加するものにとどまる。」という主張が存在する。

しかし、被告の主張においては、調査補助者に対する追加通報に係る通報

¹⁴ 「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210820_0001.pdf

¹⁵ 被告準備書面(2)第2の1(2)イ

情報が本件規程 1. 2 (6) に定める通報情報として取り扱われているか否かが依然として不明確である。被告は、紛争をめぐる事実関係が明確にされない状態においたうえで、「同一の通報（本件通報）に関するものである」という主張を展開している。

ケ 実際の事実関係としても、原告が調査補助者に対して、被告と本件豪州企業との間で締結された契約の確認に関する状況や疑念を明確に告げたのは、本件通報ではなく、平成 29 年 1 月 4 日以降の調査補助者に対する追加通報においてである。**(甲 5、甲 8 ないし甲 18)**

コ したがって、表 8 の **(ウ)** に示すとおり、本件訴訟訴訟物における通報及び通報情報と前回訴訟訴訟物における通報及び通報情報は同一関係にない。

サ 仮に、端を発する行為が同じ本件通報であること等を理由に、本件訴訟訴訟物における通報と前回訴訟訴訟物における通報を同一の通報とみなすとしても、本件規程に基づく対応事項は表 8 の **(ア)** に示すとおりであり、本件規程に基づく対応事項 **(ア)** の対象は表 8 の **(イ)** に示すとおりである。

したがって、表 8 の **(ア)** に示す本件規程に基づく対応事項は、独立関係にあるだけでなく、その対象も異なる。

シ 以上により、本件訴訟訴訟物における通報と前回訴訟訴訟物における通報は同一関係にない。仮に同一の通報とみなすとしても、本件規程に基づく対応事項は、独立関係にあるだけでなく、その対象が異なるため、本件訴訟訴訟物と前回訴訟訴訟物は同一関係にない。

(2) 原告は、被告による行動基準第 1 1 項 (3) に違反する行為により、調査によって確認されている法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在だけでなく、これに対する対応がなされたのか否かが把握できない状況に置かれていた。

ア まず、念のために申し添えると、被告の主張においては（注¹⁶）、「原告は、前回訴訟においては、・・・原告に対して是正措置、再発防止策又は対

¹⁶ 答弁書第 3 の 4

応策を実施したとの通知をしなかったこと（同規程3. 6 (1) イ又はウの違反）については、主張していなかった」と認めており、「前回訴訟においては、・・・本件通報に関連する本件規程違反については、ほとんど網羅的な主張を行っていたはずである。」という主張は、矛盾が存在する主張である。

イ また、被告の主張においては（注¹⁷）、原告が前回訴訟において本件訴訟に関連する請求をする機会があったことの根拠として、主張書面の頁数や期日の回数を挙げている。

しかし、原告が前回訴訟において本件訴訟に関連する請求をする機会が与えられたかどうかは、主張書面の頁数や期日の回数に直接的に依存するものではない。

ウ 前回訴訟において本件訴訟における請求をする場合は、

- 調査をせず、あるいは不十分であったこと
- 調査を実施しない場合の通知をしなかったこと
- 調査によって確認されている法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実に対する対応をしなかったこと

を同時に主張する必要がある。

エ しかし、上記2で述べたとおり、被告は、原告に対して行動基準第11項(3)に違反する行為を行うことで、原告に「本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づいていたか否かを調査しなかった」という誤った事実を認識させたい、原告を本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づかないという事実に対して講じられた措置を把握できない状況に置いていた。

オ また、原告の業務は契約締結に関するものではなく、契約書を閲覧できる立場にないため、契約期間中に契約内容を変更できるかどうかについては把握できない。

¹⁷ 答弁書第3の4

そのため、令和2年6月25日付及び同年7月9日付の文書で本件契約に関する情報が原告に提供されたとはいっても、その文書が提供された時点で、平成30年9月13日が締結日である本件契約の内容と、平成28年9月14日から平成29年8月14日までの本件内部通報制度の活動との因果関係を把握することは困難である。**(甲21)**

カ 以上のとおり、原告は、被告による行動基準第11項(3)に違反する行為により、調査によって確認されている法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存在だけでなく、これに対する対応がなされたのか否かが把握できない状況に置かれていた。

(3) まとめ

以上のとおり、被告は、原告に対して行動基準第11項(3)に違反する行為を行うことで、原告に「本件豪州企業に対するGSTの支払が契約内容に基づいていたか否かを調査しなかった」という誤った事実を認識させており、原告が、前回訴訟において、

- 調査をせず、あるいは不十分であったこと
- 調査を実施しない場合の通知をしなかったこと
- 調査によって確認されている法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実に対する対応をしなかったこと

を同時に主張して一時的解決を図ることは困難である。

よって、前回訴訟の確定判決の既判力が本件訴訟に及ばず、実質的な蒸し返しにも当たらない。また、本件訴訟における原告の主張は、信義則に反せず、許される。

以上